⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　入札説明書による。
⑹　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。

5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Ueyama Ryuta, General Manager, Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association.
⑵　Classification of the products to be procured : 4
⑶　Nature and Quantity of the products to be purchased : Vaccine for horses.
⑷　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A, B, C, D
⑸　Time limit of tender : By 11 : 00　2nd December 2021.
⑹　Contact point for the notice : Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association, 1―1―1　Nishi-shimbashi,　Minato-ku, Tokyo 105―0003 Japan Tel 03―3591―5251 E-mail : keiyaku-qa@jra.go.jp

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年10月13日
支出負担行為担当官
国土交通省大臣官房官庁営繕部長
下野　浩史

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　経済産業省総合庁舎別館改修㉑エレベーター設備その他工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　東京都千代田区霞が関１―３―１
⑷　工事内容　本工事は次に掲げる機械設備工事を施工する。
敷地面積　24,321㎡
建物用途　庁舎
構造・階数・建物規模
別館　ＳＲＣ造　地上12階　地下２階　塔屋１階
延べ面積　59,741㎡
工事種目　エレベーター設備、建築工事、撤去工事
主な内容　エレベーター設備の更新及びそれに伴う建築改修
⑸　工期　令和６年１月31日まで。
⑹　使用する主要な資機材　別途設計図書等による。
⑺　本工事は、申請時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムにより難いものは、４⑴担当部局へ理由を付して願い出て承諾を得た場合に持参による資料の提出及び持参、郵送（書留郵便）又は託送（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で、かつ記録の残るものに限る。）（以下「郵送等」という。）による紙入札方式に代えることができる。
⑾　本工事においては、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムにより行う。
なお、電子契約システムにより難いものは、４⑴担当部局へ理由を付けて願い出て、承諾を得た場合には紙契約方式に代えることができる。
⑿　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⒀　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。
⒁　本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する週休２日促進工事（受注者希望方式）である。
⒂　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。詳細は入札説明書による。
⒃　本工事は、「情報共有システム」を活用する対象工事である。詳細は入札説明書による。
⒄　本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。
⒅　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和３・４年度における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成18年４月１日から、競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の①の基準を満たすエレベーター設備を元請として設置（新設又はシステム一式の更新）した実績を有すること。また、本工事における設備の工場製作に係る設計、工程管理、検査・試験に関する自らの体制を証明できること。（当該実績が平成18年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用対象工事（入札説明書参照。）」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない（65点未満の場合、工事成績評定書が提出されない場合は競争参加資格なしとする。）。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。
なお、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」（以下「海外認定・表彰制度」という。）に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和３年３月11日国営計第155号、国営整第197号）における認定・表彰制度による認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする（入札説明書参照。）。
①　方式：ロープ式エレベーター
用途：乗用
定員：13人以上
速度：90m／min以上
運転方式：全自動群管理方式
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、複数の技術者を申請することができるが、申請された技術者のうち次に掲げる基準を満たしていない技術者がいた場合は、その技術者以外の者を配置予定技術者とすることを条件として競争参加資格がある事を確認するものとする。
①　主任技術者又は監理技術者は、建設業法に定める要件を満たすものであること。